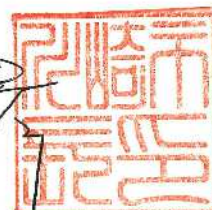


川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 **12** 月 **26** 日

川崎市長

福田 紀彦



川崎市条例第**81**号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒0.01リットル未満であるとき、又は占用の水量に毎秒0.01リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。

第2条第4項中「第1項及び第2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 土地占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。